

# 東京大学大学院人文社会系研究科 ドイツ語ドイツ文学研究会会則

(2015年3月31日改定)

第1条【名称】 本会は、『東京大学大学院人文社会系研究科ドイツ語ドイツ文学研究会』と称する。

第2条【目的と事業】 本会は、ドイツ語・ドイツ文学、および広くゲルマン語圏言語文化に関する研究を促進し、その発展に資することを目的とし、会誌『詩・言語』の編集・刊行、その他必要な事業を行う。

第3条【会員】 本会の会員は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 東京大学大学院人文社会系研究科欧米系文化研究専攻ドイツ語ドイツ文学専門分野の博士課程在籍者（正会員）。
- (2) 同専門分野の修士課程在籍者、修士課程・博士課程の修了者・退学者のうちの希望者（準会員）。
- (3) 同専門分野の教員（特別会員）。

第4条【会員の権利及び義務】 会員は、次の権利および義務を有する。

- (1) 総会に出席する権利および義務（正会員）。準会員と特別会員は総会にオブザーバーとして参加することができる。
- (2) 会誌『詩・言語』の編集・刊行に参加する義務（正会員）。
- (3) 本会の定める会費を所定の期間内に納める義務（全会員）。
- (4) 会誌に投稿し、その配布を受ける権利（全会員）。

第5条【総会】 総会は、これを本会の最高意思決定機関とする。

第6条【総会の開催】 総会の召集は、次の通りとする。

- (1) 定例総会は、年度の初頭に前任の代表が召集する。
- (2) 臨時総会は、代表が必要と認める時、または会員の5名以上の要求があった時召集する。

第7条【総会の議決】 議決は、出席した正会員の過半数の賛成で成立する。

第8条【役員】 本会は次の役員を選出し、その任務を次のように定める。

- (1) 代表（1名） 本会を代表し、事業を統括する。
- (2) 会計（1名） 会計事務を統括する。
- (3) 会計監査（1名） 歳入及び歳出について監査を行う。

- (4) 名簿係（1名） 会員名簿を管理する。
- (5) 『詩・言語』刊行委員長（1名） 会誌の編集・刊行・発送等の業務を統括する。
- (6) 『詩・言語』刊行委員（執筆者全員） 会誌の編集・刊行・発送等の業務を行う。

第9条【役員の選出】 役員は、次の方法で選出される。

- (1) 代表、会計、会計監査、名簿係は定例総会において、正会員の中から選出される。
- (2) 代表は年2回の『詩・言語』刊行に際し、論文審査終了時に執筆者の中から刊行委員長を任命する。

第10条【会誌の発行】 会誌の発行運営は、別に定める『詩・言語』刊行規定』に基づいて行う。

第11条【論文審査委員会】 『詩・言語』に掲載する論文を決定するため、論文審査委員会を設ける。論文審査委員会は、本会特別会員および特別会員が適当と認めた研究者若干名によって構成される。

第12条【財政と会計】

- (1) 本会の財政は、会誌『詩・言語』執筆者の負担金、会員の納入する所定の年次会費、および寄付金等を以って行う。
- (2) 年次会費の額は正会員 2,000 円、準会員 1,000 円、特別会員 5,000 円とする。
- (3) 準会員のうち、博士課程の修了者・退学者は、10,000 円を支払うことによって終身会員として登録される。
- (4) 終身会費の会計上の扱いは、登録年度から 10 年間の年度会計に均等に配分する。この規定は、2015 年 3 月 31 日を以って廃止し、未納入分は 2014 年度の年度会計に一括で納入する。2015 年 4 月 1 日以降については、登録年度に計上するものとする。
- (5) 本会の会計期間は、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。
- (6) 会計の内容は、総会において報告する。

第13条【事務局】 本会の事務局を東京大学大学院人文社会系研究科ドイツ語ドイツ文学研究室内に置く。

第14条【会則の改定】 本会則の改定は、総会における出席者の 3 分の 2 の承認を得て発効する。